

株式会社B I S

障害者対応に関するルール

障害者に対する保険募集においては、一般の健常者に対する募集行為と同等に行うのではなく適切かつ十分に説明を行なう必要があるため「障害者対応に関するルール」を定めます。

1. 障害者の定義

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方

2. 障害者への対応

障害者への対応は「障害者差別解消法」および「損保協会における障害者への対応に係る基本方針」に基づき不当な差別的取扱しないこと、および合理的配慮に努めることとする。

3. 障害者に対する募集行為は、原則全件対面とし電話募集および郵送募集は禁止とする。

※ただし契約者側からの電話募集および郵送募集を強く希望の場合に限り可とする。その場合、契約締結までに1週間程度をあげ、最低2回以上の連絡にて契約内容の確認を行い「障害者対応記録票」に記載すると共に拠点責任者へ報告する。

4. 募集行為に当たっては、必ず①もしくは②を行う。

①親族等（法定後見制度における成年後見人・保佐人・補助人を含む）の同席を求める。

②親族等の同席が出来なかった場合（電話募集、郵送募集を含む）には、証券が到着する頃を見計らい、保険募集をおこなった者以外の社員（使用人登録届出済者）が、ご契約者に対して電話を実施し、証券記載内容が契約者の意向と相違がないかどうかの確認を行う。

※親族等の同席が出来た場合には、同席親族の氏名・生年月日・ご契約者との続柄・連絡先を「個人情報等の取扱いに関する同意書」に記入をしていただく。

5. 親族等の同席が出来なかった場合の電話連絡

親族等が同席できなかった場合の保険募集人以外の者の電話連絡は下記のとおりとする

①証券が到着するころ（計上手続き完了から約2週間後）を1回目の連絡を行う

②1回目の電話で連絡がつかない場合は、その3営業日後に2回目の連絡を行う

③2回目でも連絡がつかない場合は、1回目の連絡の翌週同曜日に3回目の連絡を行う

④3回目でも連絡がつかない場合は、「保険証券到着確認に関するお知らせ」を郵送するとともに、「障害者対応記録票」に履歴を記載し、拠点責任者へ提出する

以上

2018年7月1日制定

2021年4月1日改定

株式会社BIS

取締役社長 宮越 康博